

Q2. 60歳未満で基金加入の会社を退職しました。 基金の年金はどうなりますか？

A

必ず将来の年金に結びつきます。（加入期間によって年金の支給先が変わります）

将来、次のどちらかから年金をうけることとなります。

- ・ 加入10年未満の方は「**企業年金連合会**」
- ・ 加入10年以上の方は「**大阪薬業厚生年金基金**」

いずれも、支給開始年齢（60歳）になったときに手続きが必要です。

時期がきたら、ご本人あてに裁定請求のご案内をお送りします。

ご注意

退職してから支給開始年齢までのあいだにお名前や住所が変わった時、お届けがないと将来請求する時期がきててもご案内がお手元に届かなくなってしまいます。

まず、退職したときに「大阪薬業に加入した期間の年金が受けられること」・「年金は連合会か基金のどちらに請求するか」を覚えておいてください。

その後、退職時の**お名前や住所に変更があったときは、速やかに当基金に変更の届出**をしてください。

詳しくは「基金の年金・一時金」をご参照ください。